

高齢者インフルエンザ予防接種説明書

《インフルエンザとは》

ウイルス性の感染症で、インフルエンザにかかった人が咳やくしゃみなどをする事により、ウイルスが空気中に広がり、それを吸い込むことによって感染します。

インフルエンザの流行は、通常、初冬から春先にみられ、症状は、突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などの症状がみられます。普通のかぜに比べて全身症状が強く、気管支炎や肺炎などを合併し、重症化することが多いのがインフルエンザの特徴です。

《インフルエンザの予防》

流行前に**予防接種を受けることが最も有効な予防法**です。世界的にも、高齢者のインフルエンザ発病予防や重症化防止に有効であることが認められています。

感染予防のためには、人ごみを避け、日頃から十分な栄養や休養をとることが大切です。インフルエンザ感染の広がりには空気の乾燥が関連していますので、室内では加湿器などを使って加湿しましょう。外出時のマスクや帰宅時のうがい、手洗いは、普通のかぜの予防と併せておすすめします。

《予防接種を受ける時期》

予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は約3～5か月間とされています。より効率的に有効性を高めるためには、インフルエンザが流行する前の毎年11月～12月上旬までに接種を受けておくことが必要です。

なお、公費負担（一部自己負担あり）で予防接種ができる期間は、10月1日～翌年3月末までです。

《定期予防接種の対象者》（自己負担額1,500円で接種可能）

宇都宮市に住民登録のある

- ① 65歳以上の市民
- ② 60歳以上65歳未満で、「心臓、じん臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能」に障がいをもつ市民（身体障がい者手帳1級程度）

なお、公費負担（一部自己負担あり）で接種ができるのは、年1回のみです。2回目の接種を希望する場合は、全額自己負担となりますので、ご注意ください。

※ インフルエンザ予防接種は、法律上の接種義務はありません。ご本人が接種を希望される場合に限り接種を行います。

《接種費用》

自己負担額1,500円で接種可能です。

定期予防接種の対象者のうち、市民税非課税世帯、生活保護被保護者、中国残留邦人の認定を受けている方は、接種費用が免除となります。ただし、予防接種を受ける前に、あらかじめ免除申請書を提出する必要があります。免除申請は、保健予防課、保健と福祉のまると相談窓口（市役所1階）、各地区市民センター、各出張所で受け付けています。

《副反応と予防接種健康被害救済制度》

注射部位の痛み、発赤、腫れがみられることがあります。通常3～4日のうちに治ります。頭痛や発熱がまれにみられますが、重篤な反応はほとんどありません。

万が一、インフルエンザ予防接種による重篤な健康被害が発生し、被害者からの健康被害救済に関する請求について、厚生労働省が因果関係を認定した場合、国の定める医療費・医療手当等の給付を受けることができます。

《予防接種を受けた後の一般的注意事項》

- ・ 接種後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- ・ 副反応の多くは24時間以内に出現しますので、注意しましょう。
- ・ 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- ・ 接種当日はいつもの生活をしてかまいませんが、接種部位を清潔に保ち、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

予防接種を受けた後、注射部位のひどい腫れ、高熱、ひきつけなどの重篤な症状があった場合は、かかりつけ等の病院で応急処置を受けた後、保健所保健予防課にご連絡ください。

予防接種に関するご相談は・・・

宇都宮市保健所 保健予防課 予防接種グループ

電話 028-626-1114